

# ひょうご共済

WINTER  
No.181  
2018



写真提供／養父市「氷ノ山」

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 新年のご挨拶                  | 2  |
| 福祉課から                   |    |
| 「特定健康診査・特定保健指導」の実施結果    | 3  |
| 貸付事業をご利用ください ほか         | 4  |
| 平成29年度健康セミナーを開催しました ほか  | 6  |
| 健診結果に基づく「重症化予防のための受診勧奨」 | 8  |
| 貯金払戻日カレンダー              | 9  |
| 年金課から                   |    |
| 加給年金額を受けるには ほか          | 10 |
| 年金Q&A                   | 13 |
| 保健課から                   |    |
| 平成28年度医療統計              | 14 |
| 退職を予定されている皆さまへ          | 16 |

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 選んでいますか?ジェネリック医薬品         | 18 |
| 保健課からのお願い                 | 19 |
| 血液サラサラ健康レシピ               | 20 |
| 凹腹スロトレ                    | 21 |
| 平成30年度遺族附加年金事業 きずな 更新のご案内 | 22 |
| わが街紹介 養父市                 | 24 |
| ちょっとブレイク クイズパーク           | 26 |
| 他府県施設紹介                   |    |
| 福井県市町村職員共済組合「越路」          | 27 |
| 直営施設紹介(ひょうご共済会館)          | 28 |
| (ゆめ春来)                    | 30 |
| ゆめ春来からのご案内                |    |
| 組合の概況／平成29年11月の医療費状況      | 32 |



# 新年のご挨拶

理事長  
山中 健

健



新年あけましておめでとうございます。

組合員の皆様におかれましては、ご家族お揃いで健やかな新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、平素より本組合の事業運営に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は、19年ぶりの日本出身力士の横綱昇進や、2018年FIFAワールドカップ本大会出場が決まるなど多くの明るい話題がありました。経済面においては、日経平均株価が平成12年4月に記録したITバブル期の高値を付け、名目GDPや企業収益についても過去最高を記録するなど経済は確実に回復している一方で、賃上げの水準は2年連続で下落していることから景気回復への実感はわかず、さらなる経済の好循環対策が望まれています。また、昨年10月22日投開票の第48回衆議院議員選挙の結果、自民党の議席数が単独で過半数、連立政権を組む公明党と合わせると3分の2を超え、与党が圧勝しました。与党圧勝を受け、安倍首相が選挙の争点として掲げた、消費税率10%への引き上げによる増収分のうち国の借金返済に充てる分を教育無償化などに回す考えもあり、平成31年10月まで延期された消費税の引き上げとともに、社会保障のあり方を巡り、今後の不安要素が多々あるところでございます。

一方、公的年金制度においては、最低保障機能を強化するとともに持続可能性を高め、将来世代の年金水準を確保すること等を目的に、年金制度改正が行われております。昨年8月には、無年金者への救済として、年金受給者を増やし、納付された年金保険料が可能な限り受給につながるよう、老齢厚生年金などの老齢年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されました。また、平成30年4月からは、「マクロ経済スライド」が強化されることとなります。この強化は、現

在の受給者の年金額が前年度を下回らない仕組みを維持し、未調整分を翌年度以降に持ち越し、物価や賃金が上昇した時にまとめて調整することとなります。

医療保険制度では、特定健康診査・特定保健指導が、糖尿病等の発症・重症化予防により医療費を適正化するための重要な保険者機能（法定義務）であることを踏まえ、その実施率向上に向けて、特定健康診査・特定保健指導の実施率に応じて後期高齢者支援金の加算の対象範囲と加算率（ペナルティ）を見直し、実施率の低い保険者の取組を促す為に平成30年度から見直しが行われます。特定健康診査・特定保健指導の第3期計画期間（平成30～35年度）について、全保険者の特定保健指導実施率の目標45%を達成するには、中間時点の平成32年度までに実施率を30～35%程度まで引き上げることが必要となります。

宿泊施設である「ゆめ春来」「ひょうご共済会館」の両施設におきましても、厳しい運営状況にありますが、皆様の施設として親しまれ、安心してお気軽にご利用いただけるよう、引き続き施設運営に努めてまいりますので、今後ともご愛顧くださるようお願い申し上げます。

また、昨年9月に組合員の皆さまにとって、より使いやすく、わかりやすい情報提供を実現するため、ホームページをリニューアルいたしました。

こうした状況下ではありますが、本組合といたしましては、健全な事業運営に努めるとともに、様々な事業を通して皆様の健康の保持増進、生活の安定、福祉の向上のため、役職員一同、積極的に取り組んでまいります。

結びになりますが、組合員並びにご家族の皆様方のますますのご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



外職員一同

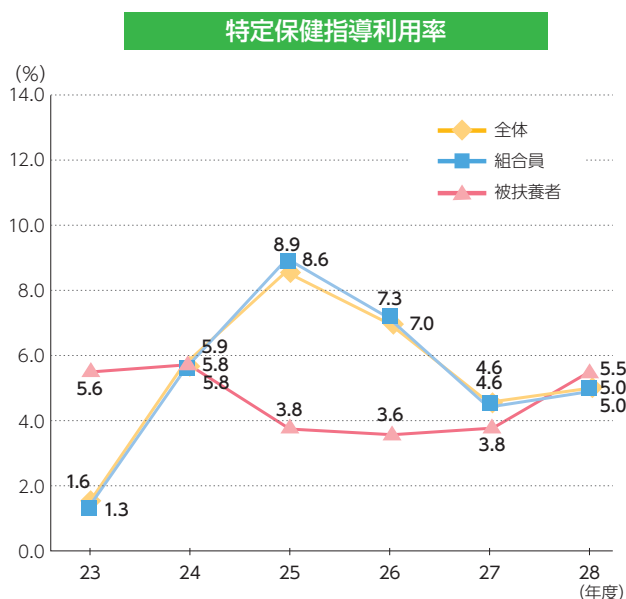
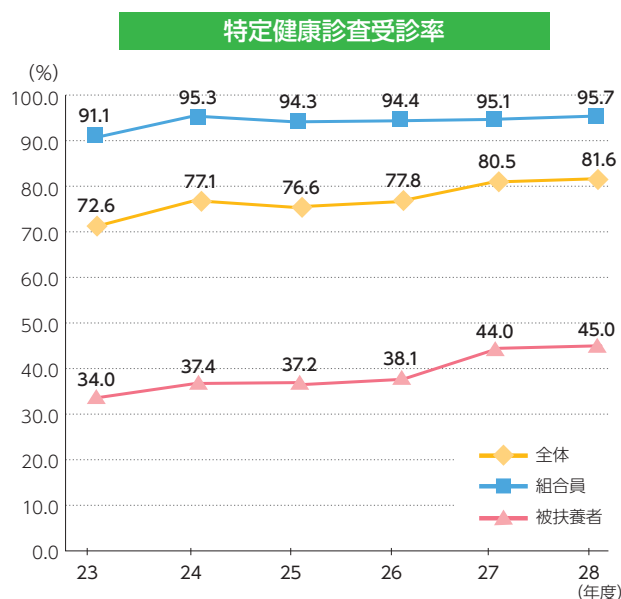
|       |       |       |       |       |      |       |       |      |     |       |        |       |     |       |       |       |       |       |     |         |      |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|------|-----|-------|--------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-----|---------|------|
| 事務局長  | 議員    | 議員    | 議員    | 議員    | 議員   | 議員    | 議員    | 議員   | 議員  | 議員    | 学識経験監事 | 監事    | 監事  | 理事    | 理事    | 理事    | 理事    | 理事    | 理事  | 理事長職務代理 | 理事長  |
| 西田 竜也 | 平岡 英人 | 磯野 孝之 | 村岡 智之 | 奥野 大輔 | 長谷 弘 | 福田 長治 | 福元 晶三 | 広瀬 栄 | 森哲男 | 西村 和平 | 岡本 俊二  | 神谷 利彦 | 門康彦 | 隅田 龍宏 | 藤原 一典 | 大岡 久典 | 三宅 一茂 | 多田 勝昭 | 登幸人 | 庵途 典章   | 山中 健 |

謹んで新春のお慶びを申し上げます



## ●「特定健康診査・特定保健指導」の実施結果●

平成28年度の「特定健康診査・特定保健指導」の実施結果について、平成29年11月に国へ報告を行いましたのでお知らせします。



特定健康診査の受診率を集計した結果、組合員では0.6%、被扶養者では1.0%上昇し、全体での受診率は81.6%と昨年から1.1%上昇しました。特定健康診査は、定期的に受診することで数値の変化を把握し、病気の兆候を見つける手段となります。ご自身とご家族のためにも継続して特定健康診査を受診しましょう。

特定保健指導は、その年度に受けた特定健康診査の結果を判定し対象者を抽出しています。全体で0.4%上昇しましたが、平成28年度は5%の方しか特定保健指導を利用されませんでした。特定保健指導は、今のままの生活を続けると糖尿病や虚血性心疾患、脳血管疾患といった生活習慣病に罹患するリスクの高い方が該当します。生活習慣病は重症化するまでほとんど症状がありません。病気になるまで時間もお金もかかりますが、何より今までと同じような生活ができなくなる可能性があります。そうならないために専門家が支援をしてくれる特定保健指導を積極的に受けましょう。

**特定健康診査・特定保健指導ともに自己負担なしで受けていただくことができます。  
受診券並びに利用券が交付された方は、すみやかに医療機関へかかりましょう！**

## このままだと給与から控除される掛金が 増額するかもしれません！

平成20年4月から施行された高齢者の医療の確保に関する法律に基づき特定健康診査・特定保健指導を実施していますが、本組合の平成28年度特定保健指導利用率は5.0%で、多くの方が利用していない状況です。

皆さまの生活習慣病の予防、健康のためにも特定健康診査・特定保健指導を受診していただきますようお願いいたします。

また、兵庫県市町村職員共済組合の特定保健指導の利用率が低い場合は、共済組合等の医療保険者が負担する後期高齢者支援金が加算されることとなり、共済組合の掛金・負担金の引き上げにつながります。

# 貸付事業をご利用ください



共済組合では、福祉事業の一環として組合員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の向上等に寄与するため、貸付事業を行っています。

物品の購入等臨時の支出に対して資金を必要とする時の普通貸付、お子様等が高校や大学に入学・進学する時の入学貸付や修学貸付、組合員が居住するための住宅の購入やリフォーム費用を必要とする時の住宅貸付等があります。

勤務先の共済組合事務担当課を通じて、貸付の申込みをしていただくことができます。返済方法は給与天引きによる償還となりますので、金融機関に入金する手間が不要である等便利にご利用いただけます。

詳しくは、本組合ホームページをご覧ください。

## 貸付の種類と貸付額

| 貸付種類     | 内容・用途                                                  | 貸付利率   | 貸付額          | 貸付限度額算出方法                       |
|----------|--------------------------------------------------------|--------|--------------|---------------------------------|
| 普通       | 物品購入など臨時に資金を必要とするとき                                    | 年1.26% | 2～200万円      | 給料月額×6月分以内                      |
| 住宅       | 組合員が居住するための住宅を新築・増改築・住宅購入資金を必要とするとき                    |        | 10～1,800万円   | ①給料月額×別に定める月数<br>②組合員期間         |
| 在宅介護対応住宅 | 要介護者に配慮した構造を有する住宅を新築・増改築するための資金を必要とするとき                | 年1.00% | 10～300万円     | 住宅・災害貸付の限度額に300万円を限度とする額を加算した金額 |
| 災害(新規)   | 水震火災その他非常災害(盗難を含む)による損害を受けたときの回復費用                     | 年0.93% | 10～1,800万円   | ①給料月額×別に定める月数<br>②組合員期間         |
| 災害(再貸付)  | 現在、住宅貸付又は災害新規貸付を受けている方が新たに災害見舞金を支給される程度の損害を受けたときの回復費用  |        | 10～1,900万円   |                                 |
| 特別貸付     | 医療<br>組合員又はその被扶養者が療養(高額療養費の支給対象となるものを除く)のために資金を必要とするとき | 年1.26% | 2～100万円      | 給料月額×6月分以内                      |
|          | 入学<br>組合員又はその被扶養者(被扶養者でない子を含む)の入学のための費用                |        | 2～200万円      |                                 |
|          | 修学<br>組合員又はその被扶養者(被扶養者でない子を含む)の修学にかかる費用                |        | 10～180万円(年間) | 月数1月につき15万円で当該年度の必要額            |
|          | 結婚<br>組合員又はその被扶養者、子、孫、兄弟姉妹の婚姻にかかる費用                    |        | 5～200万円      | 給料月額×6月分以内                      |
|          | 葬祭<br>組合員の配偶者、子、父母、兄弟姉妹、又は配偶者の父母の葬祭にかかる費用              |        |              |                                 |

## 平成30年1月1日から貸付利率を引き下げます！

貸付事業の財源として、退職等年金経理の資金を活用することとなりましたので、下表のとおり貸付利率を引き下げます。これに伴い、平成30年1月1日現在で貸付を受けている方には、「貸付金償還金改定通知書」を1月上旬に送付しますのでご確認ください。

| 貸付種類等           |      | 変更後   | 変更前   |
|-----------------|------|-------|-------|
| 普通・住宅・特別        |      | 1.26% | 2.66% |
| 住宅(在宅介護対応住宅加算分) |      | 1.00% | 2.40% |
| 災害              |      | 0.93% | 2.22% |
| 阪神・淡路大震災に係る特例   | 特例災害 | 0.72% | 1.72% |
|                 | 特例住宅 | 0.94% | 2.26% |



## 2月から翌年度分の修学貸付の申込みを受け付けます

### 入学貸付・修学貸付のご案内

| 種 類       | 入学貸付                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 修学貸付                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸 付 事 由   | 組合員又はその被扶養者(被扶養者でない子を含む)が入学する場合<br>*卒業までに他の学校に編入学する場合も含まれます。                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 組合員又はその被扶養者(被扶養者でない子を含む)が修学している場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 対 象 学 校   | 学校教育法に規定する高等学校以上の学校[高等学校・中等教育学校(後期課程)・高等専門学校・専修学校・各種学校(修業年限1年以上の学校)・短期大学・大学及び大学院]又は外国の教育機関(正規的教育課程の修業年限が1年以上で、入学・修学するコースの修業年限が最低3か月以上)                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 貸 付 限 度 額 | 一の貸付事由ごとに給料月額6月分以内で必要額(最低2万円、最高200万円)<br>*必要額とは、入学手続きに必要な入学金・授業料(最高1年間)等で、 <b>入学までに支払わなければならない費用</b> の範囲内をいいます。                                                                                                                                                                                                                                      | <b>【2～4月に申込みの場合】</b><br>貸付対象となる学校の正規の修業年限の年数を限度として、修業年限1年につき最高180万円で必要額<br><b>【中途申込みの場合】</b><br>申込月の翌月から起算して残存する月数×15万円で必要額<br>例)5月申込:150万円、6月申込:135万円<br>*必要額とは、当該年度分の授業料・下宿費用等で一般的に修学上必要と認められる費用の範囲内をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 貸付金の単位    | 1万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 5万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 貸 付 利 率   | 年1.26%(月利0.105%) *貸付利率は貸付規則第7条に定める基準利率により変動します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 償 還 方 法   | 貸付月の翌月から元利均等償還<br>*希望により貸付対象となる学校の正規の修業年限以内で元金の償還を猶予できます。(貸付月の翌月から修業終了月までの間は、利息のみの償還)                                                                                                                                                                                                                                                                | 修業終了月の翌月から元利均等償還<br>*貸付月の翌月から修業終了月までの間は、利息のみの償還となります。<br>*希望により貸付月の翌月から元利均等償還できます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 申 込 書 類   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●特別貸付申込書</li> <li>●借用証書</li> <li>●印鑑登録証明書<sup>注1</sup></li> <li>●貸付確認事項申告書</li> <li>●借入状況等申告書<sup>注2・注3</sup></li> <li>●合格通知書(写)又は入学許可証(写)<sup>注4</sup></li> <li>●入学手続きに係る費用明細(払込期日が確認できるもの)</li> <li>●住民票又は戸籍抄本<sup>注5</sup>(続柄が確認できるもの)<br/>*入学される方が本人又は被扶養者の場合は不要</li> <li>●だんしん加入申込書(加入される方のみ)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●特別貸付申込書</li> <li>●借用証書</li> <li>●印鑑登録証明書<sup>注1</sup></li> <li>●貸付確認事項申告書</li> <li>●借入状況等申告書<sup>注2・注3</sup></li> <li>●当該年度の在学証明書<sup>注4</sup></li> </ul> <p><b>【2月又は3月に翌年度分を申し込む場合】</b><br/>入学前…合格通知書(写)又は入学許可証(写)<br/>在学中…申込時における在学証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当該年度の修学に要する費用の内訳書等</li> </ul> <p><b>【2月又は3月に翌年度分を申し込む場合】</b><br/>翌年度の修学に要する費用の内訳が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民票又は戸籍抄本<sup>注5</sup>(続柄が確認できるもの)<br/>*修学されている方が本人又は被扶養者の場合は不要</li> <li>●だんしん加入申込書(加入される方のみ)</li> </ul> |
|           | <p>注1 貸付送金日前3か月以内に交付されたものとします。</p> <p>注2 他の金融機関等からの借入がある場合、借入状況及び弁済状況を確認できる書類を提出してください。</p> <p>注3 過去に共済組合で貸付の申込みをされた方で、当時、他の金融機関等からの借入があり、その借入について借入状況等申告書に記載がない場合、完済したことが確認できる書類(完済証明書等)を提出してください。</p> <p>注4 共済組合受付日前2か月以内に交付されたものとします。</p> <p>注5 共済組合受付日前3か月以内に交付されたものとします。</p>                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 申 込 締 切 日 | 毎月末日(土・日・祝日の場合は前営業日)共済組合必着                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 貸 付 送 金 日 | 翌月末日(土・日・祝日の場合は前営業日)の前日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |



平成  
29年度

# 健康セミナーを開催しました

本年度も「生活習慣」「運動習慣」「ヘルスケア」の3つをテーマに、皆さまに健康に過ごしていただくことを目的として、健康セミナーを開催しました。



## 6月25日 リラックスアロマ ～“香り”でココロをリフレッシュ!～ in ひょうご共済会館（神戸市中央区）

奥田名奈子先生（日本アロマ環境協会認定アロマセラピスト）をお招きし、アロマセラピーの効能、ストレスのセルフチェックや時間・目的に合わせた精油の選び方の講演をしていただきました。

講演後は、参加者の方に、実際のアロマを使ったブレンド実習や座ってできるセルフマッサージを体験していただきました。

会場の部屋全体がアロマの香りに包まれて、癒しの時間を過ごすことができました。



## 7月22日 ピラティス ～体幹を鍛えて健康的なスタイルに!～ in イーグレひめじ（姫路市）



中西幸子先生（FTPマットピラティス講師）をお招きし、初心者向けクラスと経験者向けクラスに分かれて、ピラティス体験をしていただきました。

ただ鍛えるだけのエクササイズではなく、使いすぎている筋肉を休めて、使えていない筋肉（インナーマッスル）を鍛えることができ普段は意識していない胸式呼吸法や筋膜リリースのストレッチ方法、正しい姿勢の確認を学ぶことができました。



## 8月5日 健康料理教室 ～夏にうれしい簡単調理～ in 健康ライフプラザ（神戸市兵庫区）

小西晴美先生（兵庫県予防医学協会 健康ライフプラザ 管理栄養士）をお招きし、「火をあまり使わず、涼しく料理」をテーマに実際に調理実習を行い、簡単調理の方法を学びました。

皆さま手際よく調理され、試食後は「夏野菜の効能」についての健康講話を熱心に聞かれていました。



### 調理メニュー

- \* ヘルシーロコモコ
- \* リボンサラダ
- \* さつま芋とえのき茸の緑酢和え
- \* 冷製トマトスープ
- \* 五穀ごはん
- \* パンプキンジェラート



## 9月3日 ヨガ ～女性のココロとカラダを整える～ in Kirari 西宮店（西宮市）

Yumiko先生（全米ヨガアライアンス認定講師）をお招きし、初心者向けクラスと経験者向けクラスに分かれて、ヨガ体験をしていただきました。

ゆっくり吸って長く吐くというヨガの呼吸法で、とても気持ちが落ち着き、長く吐くことに意識を向けることで集中力もつくようになりました。

また、いろいろなポーズをとることにより、筋力アップや基礎代謝を高めることができました。







## 10月14日 カヌー体験教室 ～円山川の素晴らしい自然に触れてみよう～ in 兵庫県立円山川公苑（豊岡市）

現地インストラクターより、パドルの持ち方・漕ぎ方・方向転換の説明を受けた後、カナディアンカヌーとカヤックを自由に乗りかえて楽しんでいただきました。

当日は雨が心配されましたが、天候にも恵まれ、心地よい風を感じながら、のんびりゆったりした時間を過ごしていただくことができました。

また、ご家族で参加されている方もおられ、こどもの楽しそうな笑顔が印象的でした。



## 11月25日 登山教室 ～森林浴の癒し効果で心身をリフレッシュ!～（六甲山）

加藤智二先生（好日山荘登山学校校長・国立登山研修所講師）をお招きし、谷上駅から元町駅周辺（兵庫県民会館）までのコースをハイキングしました。

弘法大師にちなむ大師道の再度谷は、林間が整う明るく心和む散策の小道で、毎日登山発祥の地や沿道の茶店に風情がありました。

登山の正しい知識と技術を学びながら、山全体が様変わりして色づく黄葉・紅葉・落葉に目を向け、秋ならではの森林浴で心身をリフレッシュすることができました。



## 退職組合員保養所等利用助成券を交付します

本年度退職された組合員の方に、本組合直営施設「ゆめ春來」又は「ひょうご共済会館」で利用できる助成券を交付します。この機会にぜひご利用ください。

**助成対象**……組合員期間が1年以上かつ退職時50歳以上の組合員

**助成金額**……2人で利用する場合は20,000円（1人の場合は10,000円）

**交付時期**……6月上旬頃

**助成方法**……施設到着時に「退職組合員保養所等利用助成券」をフロントにお渡しください。

※宿泊料金等が助成金額を下回った場合は、当該宿泊料金等が助成対象となります。

※共済組合の保養所等利用助成と併用することはできません。

※他人に譲渡することはできません。

### ◆指定山の家に関するお知らせ

|                  |                   |                           |                  |
|------------------|-------------------|---------------------------|------------------|
| 平成29年12月1日<br>休館 | 姫路市宿泊型児童館<br>星の子館 | 〒671-2222<br>姫路市青山1470-24 | TEL 079-267-3050 |
|------------------|-------------------|---------------------------|------------------|



## 健診結果に基づく 「重症化予防のための受診勧奨」

ひょうご共済No.179(平成29年7月1日発行)の健診結果に基づく「重症化予防のための受診勧奨」に掲載しました受診勧奨について、対象者の抽出を行い、平成29年9月に該当する方のご自宅へ受診勧奨通知を送付しました。

本通知を受け取られた方で、精密検査を受けられていない方は早めに受診しましょう。

### 《受診勧奨対象者》

平成27年度及び28年度の健診結果の【**血圧**】【**血糖**】【**脂質**】に関する項目に、受診勧奨基準値を超える数値が認められる場合において、平成28年度の健診受診月から平成29年5月末日までに医療機関での受診が確認できない組合員の方(40歳以上75歳未満の被保険者)

| 検査項目       | 受診勧奨基準値      |
|------------|--------------|
| 最高血圧(収縮期)  | 160mmHg以上    |
| 最低血圧(拡張期)  | 100mmHg以上    |
| 空腹時血糖      | 126mg/dl以上   |
| HbA1c      | 6.5%以上       |
| LDLコレステロール | 180mg/dl以上   |
| 中性脂肪       | 1,000mg/dl以上 |

### 《受診勧奨対象者数とその内訳》

受診勧奨対象者は673人となり、該当項目ごとの内訳は以下のとおりです。

|            |          | 平成28年度健診結果 |     |     |       |       |       |          |
|------------|----------|------------|-----|-----|-------|-------|-------|----------|
| 平成27年度健診結果 |          | 血圧         | 血糖  | 脂質  | 血圧+血糖 | 血圧+脂質 | 血糖+脂質 | 血圧+血糖+脂質 |
|            | 血圧       | 126        | 4   | 5   | 4     | 3     | 0     | 0        |
|            | 血糖       | 1          | 130 | 0   | 10    | 0     | 5     | 1        |
|            | 脂質       | 4          | 2   | 295 | 0     | 10    | 4     | 1        |
|            | 血圧+血糖    | 3          | 4   | 0   | 13    | 1     | 1     | 0        |
|            | 血圧+脂質    | 5          | 0   | 6   | 0     | 7     | 0     | 1        |
|            | 血糖+脂質    | 1          | 8   | 4   | 1     | 0     | 7     | 2        |
|            | 血圧+血糖+脂質 | 0          | 0   | 0   | 1     | 0     | 3     | 0        |

(人)

### 被扶養家族の方で健康診断を未受診の方はいませんか？

平成29年4月1日から引き続いて共済組合に加入されている40歳以上の被扶養者の方へ「特定健康診査受診券」を5月に交付していますが、平成30年3月31日が有効期限となっています。本年度、特定健康診査をまだお受けでない場合は、年1回無料で健康状態を確認できる機会ですので、ぜひ「特定健康診査受診券」を使用して特定健康診査を受けてもらってください。

なお、パート先等で健康診断を受けられている場合は、健診結果を共済組合へお知らせいただくことで、更に共済組合の保健事業をご案内できることもあります。



# 貯金払戻日カレンダー

●印は、払戻日で送金をする日です。●印は、払戻請求書の共済組合の受付締切日です。

※勤務先での受付締切日は、勤務先の共済組合事務担当課にご確認ください。※共済貯金はペイオフの対象外です。

平成  
30年

1月

January

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | 31 |    |    |    |

2月

February

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    |    | 1  | 2  | 3  |
| 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 |    |    |    |

3月

March

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    |    | 1  | 2  | 3  |
| 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |

4月

April

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  |
| 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 |    |    |    |    |    |

5月

May

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |    |

6月

June

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    |    |    | 1  | 2  |
| 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |

## 組合員貯金払戻請求の流れ

### 組合員

1

勤務先の共済組合事務担当課に共済組合の受付締切日を確認する。

**注意**

組合員貯金払戻請求書は、勤務先の共済組合事務担当課を通じて、共済組合の受付締切日までに必着するように提出していただくことになります。

2

届出印欄に押印した印が、共済組合に届出している印であることを確認する。

**注意**

届出印以外の印を押印されますと払戻等ができません。届出印をご確認のうえ、にじんだり、かすれたりしないよう、しっかりと押印してください。

3

一部払戻の場合は、前月末の残高を確認し、その範囲内の金額で払戻請求する。

**注意**

一部払戻の場合、前月末の残高までしか払戻できません。また全額払戻、解約の場合、払戻請求額の欄は空白のまま何も記入しないでください。

4

組合員貯金払戻請求書を勤務先の共済組合事務担当課に提出する。

### 勤務先の共済組合事務担当課

5

組合員から提出された組合員貯金払戻請求書の届出印欄に押印されている印が、共済組合に届出の印であることを確認する。

6

一部払戻の場合は、前月末残高の範囲内の払戻請求額であることを確認する。

7

共済組合の受付締切日までに必着するように送付する。

### 共済組合

8

共済組合の受付締切日までに受付を行った組合員貯金払戻請求書を審査し、払戻等の事務処理をする。

9

払戻日に組合員の登録口座に送金する。

問い合わせ先

兵庫県市町村職員共済組合 福祉課 TEL:078-321-0311 (直通)

## Money News

### ペイオフについて

共済組合の組合員貯金は、預金保険機構に加入している銀行預金とは異なり、元金とその利息の保証はありません。したがって、個人の資産運用は最終的には各個人の自己責任において判断、選択していただくことになります。

現在、組合員貯金の資産は、主に国債等を中心とした債券により運用を行っています。運用にあたっては法令を遵守し、安全を最優先に努めています。また、万が一の事態に備え、十分な引当金も計画的に積立てております。

# 加給年金額を受けるには



## 加給年金額とは

次の(ア)(イ)のいずれかに該当し、かつ、下記の要件①②を満たしている場合は加給年金額が加算されます。

- (ア) 本来支給の老齢厚生(退職共済)年金の支給開始年齢に達したとき  
(イ) 特別支給の老齢厚生(退職共済)年金定額部分の支給開始年齢に達したとき

- ① 厚生年金の被保険者期間が合計20年以上あること  
② 生計を維持<sup>(注1)</sup>している次のいずれかの対象者がいること

- ・ 65歳未満の配偶者<sup>(注2)</sup>
- ・ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子
- ・ 20歳未満で障害等級1、2級に該当する子

(注1) 老齢厚生年金の受給権者と生計を共にしている配偶者や子のうち、恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円(所得で655万5千円)未満と認められる方等です。

(注2) 届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同等の事情にある方を含みます。

※ 障害厚生年金の受給権者に対しても、加給年金額の加算があります。

- 昭和28年4月2日～昭和36年4月1日生まれの一般組合員  
昭和30年4月2日～昭和42年4月1日生まれの特定消防組合員

|                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 65歳                  |                      |
| 退職共済年金<br>(経過的職域加算額) | 退職共済年金<br>(経過的職域加算額) |
| 特別支給の老齢厚生年金          | 本来支給の老齢厚生年金          |
|                      | 老齢基礎年金               |
|                      | 加給年金額                |

- 昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれの特定消防組合員

|            |     |                      |
|------------|-----|----------------------|
| 60歳        | 64歳 | 65歳                  |
| 給与(給料)比例部分 |     | 退職共済年金<br>(経過的職域加算額) |
|            |     | 本来支給の<br>老齢厚生年金      |
| 定額部分       |     | 老齢基礎年金               |
|            |     | 加給年金額                |

退職共済年金

※ 平成27年10月1日より前に受給権が発生する場合は退職共済年金となります。



## ■ 配偶者の加給年金額

(平成29年度額)

| 受給権者の生年月日           | 加給年金額    |
|---------------------|----------|
| 昭和9年4月1日以前          | 224,300円 |
| 昭和9年4月2日～昭和15年4月1日  | 257,400円 |
| 昭和15年4月2日～昭和16年4月1日 | 290,500円 |
| 昭和16年4月2日～昭和17年4月1日 | 323,600円 |
| 昭和17年4月2日～昭和18年4月1日 | 356,600円 |
| 昭和18年4月2日以後         | 389,800円 |

(注) 配偶者が65歳になると、配偶者自身に老齢基礎年金が支給されますので、加給年金額は支給されなくなります。

## ■ 子の加給年金額

(平成29年度額)

| 子の人数       | 加給年金額    |
|------------|----------|
| 2人まで1人につき  | 224,300円 |
| 3人目から1人につき | 74,800円  |

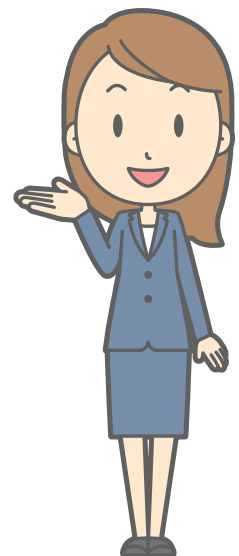
## 加給年金額が停止となる場合

加給年金額対象者である配偶者が、加入期間が20年以上である老齢厚生年金、あるいは退職共済年金又は障害を給付事由とする年金(障害厚生年金・障害共済年金・障害基礎年金等)を受給されている間は、支給が停止されます。

## 加給年金額が失権となる場合

加給年金額の対象となっている配偶者又は子が下記に該当したときは、加給年金額が失権となります。

- ① 死亡したとき
- ② 老齢厚生年金の受給権者によって生計を維持されている状態ではなくなったとき
- ③ 配偶者と離婚したとき
- ④ 配偶者が65歳に達したとき
- ⑤ 子が養子縁組によって受給権者の配偶者以外の方の養子になったとき
- ⑥ 養子縁組による子と離縁したとき
- ⑦ 子が婚姻をしたとき
- ⑧ 子(障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子を除く。)が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき
- ⑨ 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を除く。)について、その状態がなくなったとき
- ⑩ 障害等級の1級又は2級に該当する状態にある子が20歳に達したとき



## 加給年金額の手続き

### ■ 支給を受けるとき

一元化後の老齢厚生年金受給者

- ① 老齢厚生年金請求時に対象者について記入、必要書類を提出された方(事前認定)  
→65歳から支給開始
- ② 老齢厚生年金請求時に対象者について記入、必要書類を提出されていない方  
→65歳到達時に対象者について記入、必要書類提出(認定)を行い、支給開始

※一元化前の退職共済年金に加算する場合、対象の方に共済組合から案内をします。



### ■ 支給停止となるとき

加給年金額の支給停止事由に該当する場合は、届出が必要となりますので、共済組合までご連絡ください。届出が遅れますと、年金が過払いとなり、後日返還していただくことになりますので、ご注意ください。

### ■ 失権となるとき

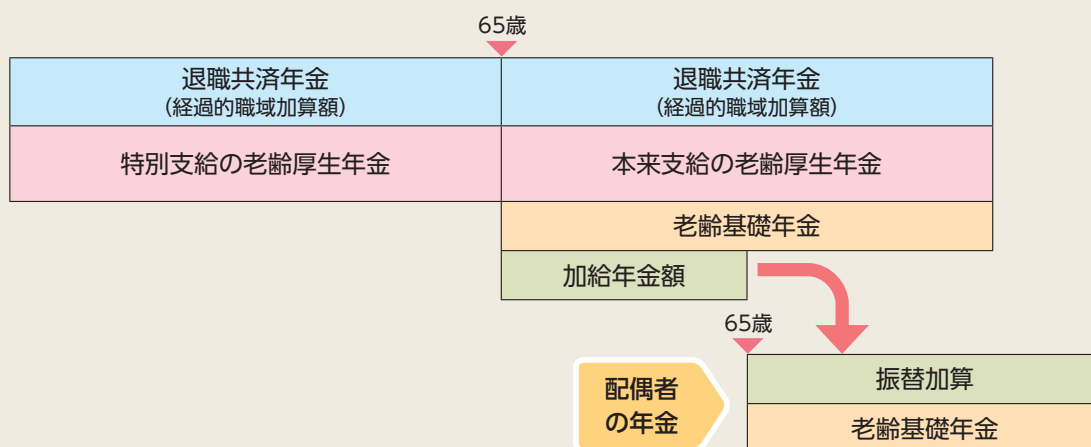
加給年金額の失権事由に該当する場合で、配偶者や子の年齢到達による失権(前ページの「加給年金額が失権となる場合」の④⑧⑩)以外の場合は、「加算額・加給年金額対象者不該当届」(厚生年金受給権者)又は「加給年金額対象者異動届書」(共済年金受給権者)による届出が必要となりますので、共済組合までご連絡ください。届出が遅れますと、年金が過払いとなり、後日返還していただくことになりますので、ご注意ください。

## 配偶者の振替加算

加給年金額の対象となっている配偶者が65歳になり、配偶者自身の老齢基礎年金の受給権が発生すると、加給年金額は支給されなくなります(前ページの「加給年金額が失権となる場合」の④)。このとき、その配偶者の老齢基礎年金に生年月日に応じた加算(振替加算)が行われます。

なお、昭和41年4月2日以降に生まれた方には、振替加算は行われません。

### ■ 振替加算のイメージ



配偶者が被保険者よりも先に65歳になるため加給年金額が加算されない場合でも、申出により振替加算を加算できる場合がありますので、該当する可能性がある場合や、加給年金が加算されていたのに配偶者の老齢基礎年金に振替加算が加算されていない場合などは、お近くの年金事務所にご相談ください。



# 年金 Q&A



Q

年金の支給はいつからになりますか？

A

年金は給付事由が生じた月の翌月分から、その事由がなくなった月までの分が支給されます。

毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月にそれぞれ前月までの2か月分が支給されますが、初回の支給は奇数月になることもあります。

また、支給日は支給月の15日です。ただし、15日が金融機関の休業日の場合は、その直前の営業日となります。

※請求書を本組合で受付後、不備等がない場合、概ね3か月後に初回の支給と年金証書の送付を行います。

| 支給月 | 支給月分     |
|-----|----------|
| 2月  | 12月、1月分  |
| 4月  | 2月、3月分   |
| 6月  | 4月、5月分   |
| 8月  | 6月、7月分   |
| 10月 | 8月、9月分   |
| 12月 | 10月、11月分 |

Q

公務員（3号厚年期間）と嘱託又は民間会社等（1号厚年期間）で働いたことがある場合、老齢厚生年金の請求書は年金事務所と共済組合の2箇所に提出しなければならないのですか？

A

平成27年10月の被用者年金一元化によりワンストップ・サービスが実施されることとなりました。これにより、原則、いずれか1つの実施機関に請求書等を提出することで、それぞれの実施機関の年金決定と年金証書の発送が行われます。



平成28年度

## 医療統計



平成28年4月から平成29年3月の間に、組合員及び被扶養者の皆さまが受けられた医療給付に係る統計を作成しましたので、その内容についてお知らせいたします。

## 1 1件当たり日数

「1件当たり日数」とは、総診療日数を年間延べ受診件数で除したもので、一つの医療機関で1か月に受診(入院)した平均日数を表しています。

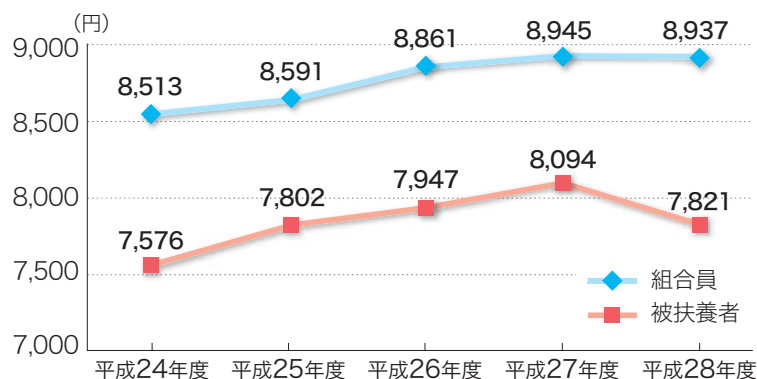
組合員、被扶養者ともに減少傾向にあります。

|         | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 組 合 員   | 1.7    | 1.7    | 1.6    | 1.5    | 1.5    |
| 被 扶 養 者 | 1.7    | 1.7    | 1.6    | 1.6    | 1.5    |

## 2 1日当たり医療費

「1日当たり医療費」とは、年間総医療費を総診療日数で除したもので、医療費の1日当たりの平均です。

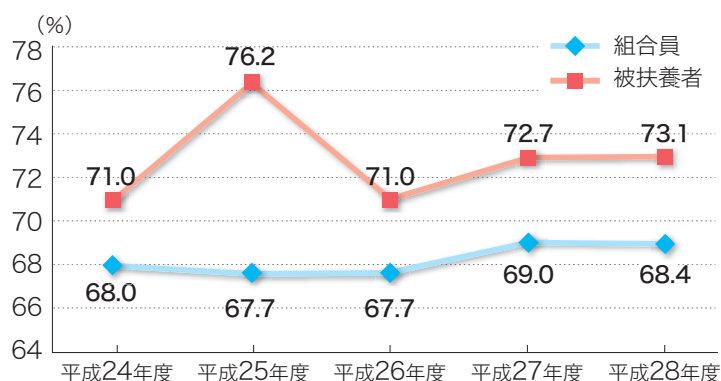
組合員、被扶養者ともに昨年度と比較して減少しています。



## 3 受診率

「受診率」とは、年間延べ受診件数を組合員又は被扶養者の延べ人数で除したものを百分率で示したもので、1か月100人当たりの受診件数を示しています。

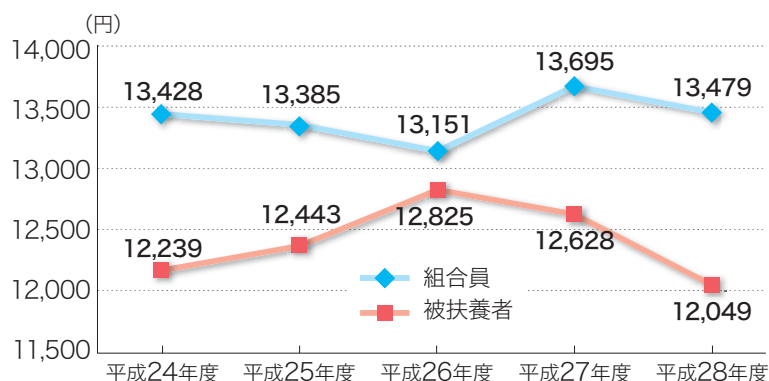
組合員は減少しているものの、被扶養者は増加傾向にあります。



## 4 1件当たり医療費

「1件当たり医療費」とは、年間総医療費を年間延べ受診件数で除したもので、医療費の1件当たりの平均です。

組合員、被扶養者ともに昨年度と比較して減少しています。



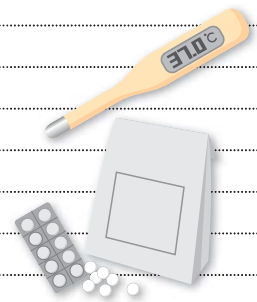


## 5 年齢階層別病類件数(入院・外来・歯科)

組合員及び被扶養者の入院、外来、歯科を合計した受診件数について病類別に集計し、年齢階層ごとに上位5位まで表にまとめています。

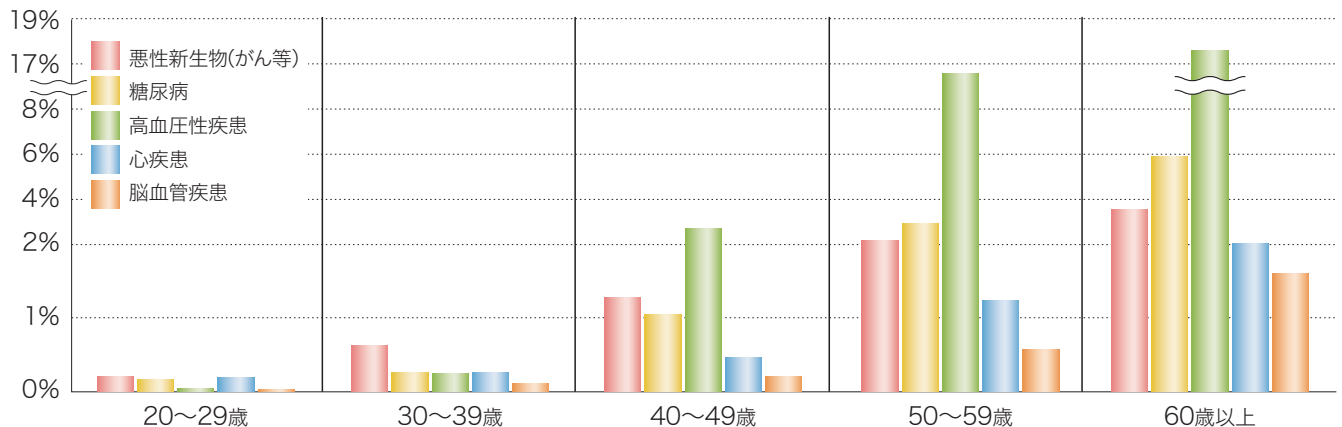
|        | 1位         | 2位         | 3位          | 4位        | 5位       |
|--------|------------|------------|-------------|-----------|----------|
| ～19歳   | 呼吸器系       | 消化器系(歯科含む) | 皮膚・皮下組織     | 眼・付属器     | 感染症・寄生虫症 |
| 20～29歳 | 消化器系(歯科含む) | 呼吸器系       | 眼・付属器       | 皮膚・皮下組織   | 腎尿路生殖器系  |
| 30～39歳 | 消化器系(歯科含む) | 呼吸器系       | 眼・付属器       | 皮膚・皮下組織   | 腎尿路生殖器系  |
| 40～49歳 | 消化器系(歯科含む) | 呼吸器系       | 眼・付属器       | 皮膚・皮下組織   | 精神・行動障害  |
| 50～59歳 | 消化器系(歯科含む) | 循環器系       | 内分泌・栄養・代謝疾患 | 筋骨格系・結合組織 | 呼吸器系     |
| 60歳～   | 消化器系(歯科含む) | 循環器系       | 内分泌・栄養・代謝疾患 | 筋骨格系・結合組織 | 眼・付属器    |

|             |                                                 |
|-------------|-------------------------------------------------|
| 消化器系(歯科含む)  | う蝕症(むし歯)・歯肉炎・歯周病・胃潰瘍・十二指腸潰瘍・アルコール性肝疾患・慢性肝炎・肝硬変等 |
| 呼吸器系        | 急性鼻咽頭炎(かぜ)・ウイルス性肺炎・急性気管支炎・アレルギー性鼻炎・喘息等          |
| 循環器系        | 高血圧・心筋梗塞・心不全・くも膜下出血・脳梗塞等                        |
| 眼・付属器       | 結膜炎・白内障・遠視・近視・乱視等                               |
| 内分泌・栄養・代謝疾患 | 甲状腺腫・糖尿病等                                       |
| 皮膚・皮下組織     | アトピー性皮膚炎・じんま疹等                                  |
| 筋骨格系・結合組織   | 痛風・多発性関節症・椎間板障害・腰痛症・坐骨神経痛・骨粗しょう症等               |
| 感染症・寄生虫症    | 細菌性食中毒・下痢・水ぼうそう・带状疱疹・麻疹・ウイルス性肝炎等                |
| 腎尿路生殖器系     | 腎不全・前立腺肥大症等                                     |
| 精神・行動障害     | 統合失調症・気分[感情]障害(躁うつ病)等                           |



## 6 主な生活習慣病に係る年代別受診率

主な生活習慣病ごとに組合員と被扶養者を合計した年代別受診率をグラフに表しています。



## 7 まとめ

組合員、被扶養者ともに昨年度比で「1日当たり医療費」、「1件当たり医療費」は減少しているものの、組合員の「受診率」は概ね横ばいで推移し、被扶養者の「受診率」は増加傾向にあります。

病類ごとの件数では、各年代で消化器系の疾患(主にう蝕症(むし歯))が上位になっています。毎日の歯磨きなどのセルフケアに加えて、専門家の歯石除去・歯面清掃などにより、歯の疾患を予防しましょう。

生活習慣病の受診率は、年齢が高くなるにつれて上昇しています。特に40歳代から急激に上昇し、高血圧性疾患と糖尿病の上昇は顕著なものとなっています。また、50歳代からは脳血管疾患が上昇しています。特定健康診査・特定保健指導を有効に活用するなど、生活習慣病を予防し、健やかな生活を送りましょう。

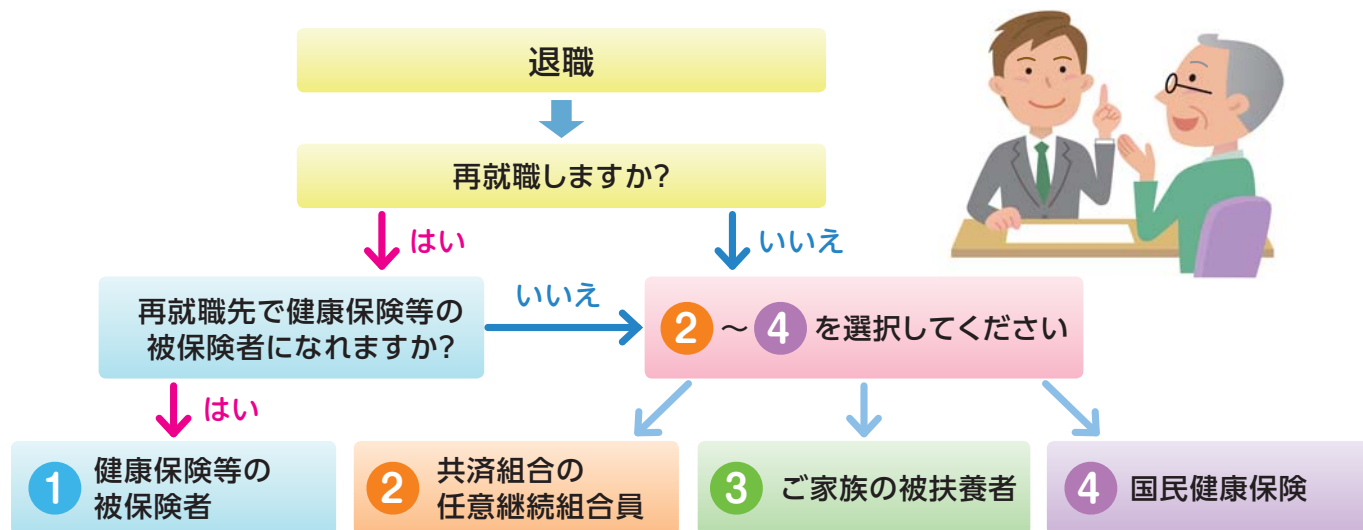




# 退職を予定されている皆さまへ



退職されますと共済組合の組合員資格は喪失となり、被扶養者に認定されているご家族も被扶養者資格が取消になりますので、新たに次のいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません。ここでは、加入できる医療保険制度をご紹介します。



## 1 健康保険等の被保険者（強制加入）

再就職先で健康保険等の適用を受ける場合は、再就職と同時に健康保険等に参加することとなり、加入手続きも再就職先で行います。再就職先で健康保険等の適用が受けられるか事業所へお尋ねください。

## 2 共済組合の任意継続組合員

退職後も組合員の希望により最長2年間、在職中と同じ短期給付等の適用を共済組合から受けることができます。ただし、休業手当金等について一部受けることができない給付もあります。

### ■ 加入要件及び加入手続き

退職日の前日まで引き続いて1年以上組合員であった方が加入できます。

ただし、**退職日から20日以内**に任意継続組合員を希望する旨を組合員申告書にて申し出ていただく必要があります。

お手続きは勤務先の共済組合事務担当課にて行ってください。

### ■ 掛金の払込方法

共済組合が発行する振込用紙にて振り込んでいただきます。

月払いのほか割引のある前納制度（半年前納又は1年前納）も選択できます。

### ■ 掛金（財源率は平成29年度のを掲載）

1か月の短期掛金＝下の **a** 又は **b** のいずれか低い額 × 97.06 / 1000

1か月の介護掛金＝下の **a** 又は **b** のいずれか低い額 × 12.80 / 1000

**a** 退職時の掛金の基礎となった標準報酬の月額

**b** 全組合員の標準報酬の月額の平均額（平成29年度の平均額は410,000円）





### 3 ご家族の被扶養者

ご家族の方が健康保険等の被保険者又は共済組合の組合員の場合、恒常的な収入が130万円未満(障害年金を受給されている方又は60歳以上で公的年金を受給されている方は180万円未満)である等、一定の要件を満たしていれば、被扶養者として認定を受けることができます。

ただし、医療保険者(健康保険組合等)独自の認定基準がありますので、加入手続きを含め、詳しくは、ご家族が加入されている各医療保険者にご確認ください。

### 4 国民健康保険

国民健康保険法に基づき、市区町村が行う地域医療保険です。加入手続きは、**退職日の翌日から14日以内**にお住まいの市区町村役場の窓口へ届出を行ってください。

なお、保険料等については、市区町村によって異なりますので、市区町村役場の窓口へお尋ねください。

## 別居している方が被扶養者として認定を受ける場合の要件とは

別居している方が被扶養者として認定を受ける場合、下記の仕送り要件を満たす必要があります。

要件を満たさなくなった場合は、被扶養者としての資格が取消となりますのでご注意ください。

なお、組合員以外の方が自治体・国・その他から当該被扶養者に係る扶養手当(家族手当)を受けている場合や留学以外の理由による国外居住者等は被扶養者として認定を受けることはできません。



#### 1 仕送り額について

以下の条件(1)～(3)の全てを満たすことが必要です。

|       |                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 条件(1) | 仕送り額と認定対象者の収入の合計が年額130万円(年金受給者は年額180万円)以上の金額           |
| 条件(2) | 認定対象者の収入(認定対象者の配偶者収入の年額130万円(年金受給者は年額180万円)超過分含む)以上の金額 |
| 条件(3) | 他の方と共同して扶養している場合、他の方が行う以上の仕送り額                         |

#### 2 仕送り方法について

1か月又は2か月に1回以上の定期的な仕送りが必要です。

仕送り状況を確認するため、仕送り状況申立書に加えて「組合員名義」から「被扶養者名義」に仕送りを行っていることが確認できる書類(直近3か月程度の「振込依頼書の控え(写)」「通帳(写)」「現金書留(写)」いずれかの書類)及び被扶養者の収入確認書類(「雇用証明書」、「在学証明書(写)」等)の提出が必要となります。手渡しによる援助は、その事実を確認することができないため不可となります。

#### 3 その他留意事項

配偶者及びその配偶者と同居している被扶養者への仕送りに限り、給与を2つの口座に分けている場合は、給与事務担当者の証明があれば仕送りを行っているものとみなします。

なお、配偶者及び学生である子(未就学の子を含む)については、仕送りの金額は問いませんが、組合員の仕送りにより生計維持されていることが客観的に確認することができる上記2の確認書類の提出が必要となります。

選んでいますか？

# ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を使っているの、効果も安全性の面でも信頼できる薬です。ジェネリック医薬品の特徴を理解したうえで、家計の負担軽減や医療費の節減もできるジェネリック医薬品をご活用ください。

## ジェネリック医薬品を勧められるワケ

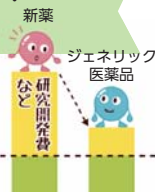
### 効き目や安全性は 確認済み

ジェネリック医薬品に使われている有効成分は、長い間使用されてきた新薬によって効能・安全性は実証済み。更に新薬との同等性を確認する試験や品質の再評価も行われています。

※特許が切れていない薬にジェネリック医薬品はありません。  
※薬によっては自己負担額が新薬より高くなる場合や、差が出ない場合もあります。

### 開発期間と費用の差が、 価格の差に反映

新薬の開発には膨大な開発期間や費用が必要です。それに対し、ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を使っているの、短い開発期間と少ない費用で済みます。そのため、新薬より価格を安く抑えられます。



### 飲みやすさ、 使いやすさを改善

品質は保ちつつ、味やにおい、形状を変えて、新薬より更に使いやすく改良されているジェネリック医薬品もあります。大きくて飲みづらい錠剤を小さくしたり、苦みを和らげるコーティングをしたりするなど、さまざまな工夫をしています。



### 医療保険制度を 守ります

医療機関や薬局で支払う自己負担金は医療費の一部であり、残りは医療保険者が負担しています。ジェネリック医薬品を使うと、私たちが支払う薬代が安くなるだけでなく、医療保険者の負担も削減でき、ひいては医療保険制度を守ることにもつながります。

## ジェネリック医薬品への切り替えはかんたん！

### 医師に相談

ジェネリック医薬品を希望していることを伝えましょう。

### 薬剤師に相談

診察時に医師に相談できなくても、処方箋に【変更不可】の指示がなければ薬局でも変更できます。

|      |                      |
|------|----------------------|
| 変更不可 | （個々の処方箋については、「変更不可」） |
| 処    |                      |

※処方箋の「処方」欄左側の【変更不可】欄に「✓」又は「×」印がなければジェネリック医薬品に変更可能です。

## ジェネリック医薬品差額通知書を配付します

共済組合では、医療費増高対策の一環として下記に該当する組合員及び被扶養者の皆さまに「ジェネリック医薬品差額通知書」を配付します。

ジェネリック医薬品に切り替えることで、自己負担額が抑えられ、医療費の削減につながるようになります。飲みなれたお薬をジェネリック医薬品に切り替えることに不安がある方は、短期間処方の「分割調剤」を選択することも可能です。

ジェネリック医薬品差額通知書が届いた方は、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

### 対象者

生活習慣病などの慢性疾患に係る薬を服用されている20歳以上の組合員及び被扶養者で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に月500円以上の軽減が見込まれる方（毎月服用している薬なら、年間で6,000円以上節約できます。）

### 対象年月

平成29年1月～11月に受診した中で、差額が一番大きい月

### 送付時期

平成30年2月頃に勤務先の共済組合事務担当課を通じて配付する予定です。被扶養者の差額通知についても組合員へ配付することとなります。ご了承ください。



# 保健課からのお願い

## 結婚等で改姓された方へ

結婚等で氏名が変更となられた場合、組合員証等の改姓手続きを行う必要がありますので、勤務先の共済組合事務担当課を通じて「共済組合員申告書」により氏名変更の手続きを行ってください。

また、共済組合からの給付金等受取口座として指定されている金融機関において、口座名義の変更も行っていただきますようお願いいたします。変更手続きがお済みでない場合、附加給付などの給付金の送金が正しく行えないことがあります。

## 産前産後休業掛金免除・育児休業等掛金免除の手続きはお早めに

産前産後期間及び育児休業期間に係る各種掛金（短期・厚生年金・保健など）は、組合員の方からの申出により免除となります。

産前休業開始前に、「産前産後休業掛金免除（変更）申出書」による届出が必要となります。（出産日が出産予定日と異なる場合は、出産後すみやかに変更に係る届出が必要となります。）

産後休業後に育児休業を取得される方は育児休業の開始前に、「育児休業等掛金免除申出書」を勤務先の共済組合事務担当課を通じて届出をする必要があります。



## 施術内容の照会にご協力をお願いします

柔道整復師（整骨院・接骨院）や鍼灸師による施術のうち、健康保険が使用できるケースは限定されています。施術内容によっては、請求内容と実際に受けられた施術内容が一致しているかを確認するため、内容審査会社（株）オークスから照会させていただく場合があります。

受診内容回答書が届いた方は、負傷部位、施術内容、施術年月日等について回答期日までにご回答くださいますようお願いいたします。

## もしも交通事故にあわれたら

交通事故等で傷害をうけたとき、その治療に必要な医療費は、原則として加害者（相手方）が支払う損害賠償金の中から支払われるべきものです。

しかし、事故発生後、損害賠償金が支払われるまで被害者の経済的な負担は大きくなります。あらかじめ共済組合へ連絡することで、組合員証等を使用して医療機関で治療を受け、後日、共済組合から加害者へ共済組合の負担分を請求することができますが、以下の点に注意してください。

なお、組合員証等を使用する場合は、「損害賠償申告書」等の提出が必要となりますので、後日、勤務先の共済組合事務担当課を通じてすみやかに提出してください。

### 注意点

- 1 加害者（相手方）の確認 （※運転免許証など確かなもので行ってください。）
- 2 警察への届出 （※必ず「人身事故」としてお手続きください。）
- 3 共済組合への連絡 （※できるだけすみやかに行ってください。）
- 4 医療機関への申出 （※組合員証等を使用して治療を受けること、共済組合へ連絡済みであることを医療機関へ申し出てください。）
- 5 損害賠償申告書等の提出 （※勤務先の共済組合事務担当課までご提出ください。）

◎示談をする場合は、必ず事前に共済組合までご相談ください。示談の内容により、加害者から支払いが受けられなくなった場合、組合員の方へ請求させていただくことになります。

## 現職の方

### 平成30年度 遺族附加年金事業

#### 更新のご案内

# きずな

今年も、遺族附加年金事業「きずな」の更新手続きの時期がやってきました！組合員の皆さまの職場へ制度推進員が訪問し、内容説明と更新の手続きをさせていただきます。（所属によっては、訪問できない職場もあります。）今年度は、以下に記載の制度改定についてもご案内させていただきますので、更なるご協力を賜りますようお願いいたします！！

## 更新ご案内スケジュール

### パンフレットの配布

### 事業内容のご案内・加入手続き

平成30年1月上旬～平成30年3月2日 **金**

※申込受付期間は、各所属により異なる場合があります

### 申込締切日 平成30年3月7日 **水**

※各所属により異なりますのでご注意ください

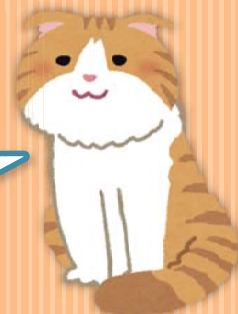
### 責任開始期(加入日) 平成30年7月1日 **日**

### 申込方法



所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、制度推進員又は「きずな」ご担当窓口へご提出ください！！

万一の死亡保障から病気やケガの保障まで充実した制度がそろっています。年に1回のこの更新手続きの機会に、ぜひ内容をご確認ください！



## 平成30年度 制度改定等のお知らせ

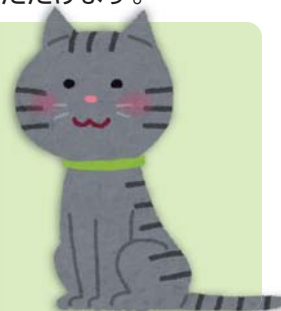
次回更新日(平成30年7月1日)にて、以下の制度改定等を予定しております。  
1月～3月に配付予定のご案内資料にてご確認ください！

### ・制度改定 「きずな」に新しい制度、『きずなプラス』が導入されます！

『きずなプラス』に加入すると、障害年金1級・2級に該当した場合まで給付範囲が広がります！  
また、『きずなプラス』は、本人・配偶者ともに退職後も保険年齢80歳まで継続いただけます。

#### 「きずな」とセットでご加入することで…

- Point①** 死亡・高度障害・障害年金1級に該当した場合、死亡・高度障害・障害保険金をお支払いします。
- Point②** 障害年金1級・2級に該当した場合、死亡・高度障害保険金の1割相当額の障害初期給付金をお支払いします。※障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- Point③** 「きずな」と同様、1年ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合は、配当金としてお返しします。



※障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人のみが保障の対象となります。死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。  
※配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

### ・保険料率改定

平成30年4月に生保標準生命表(生命保険商品に用いる標準的な死亡率)の改定があります。  
それに伴い、「きずな」の一部商品について保険料率の改定が予定されています。  
詳細は1月～3月に配布される資料でご案内します!!



遺族附加年金事業「きずな」にご加入で、ご退職される方の手続きについて

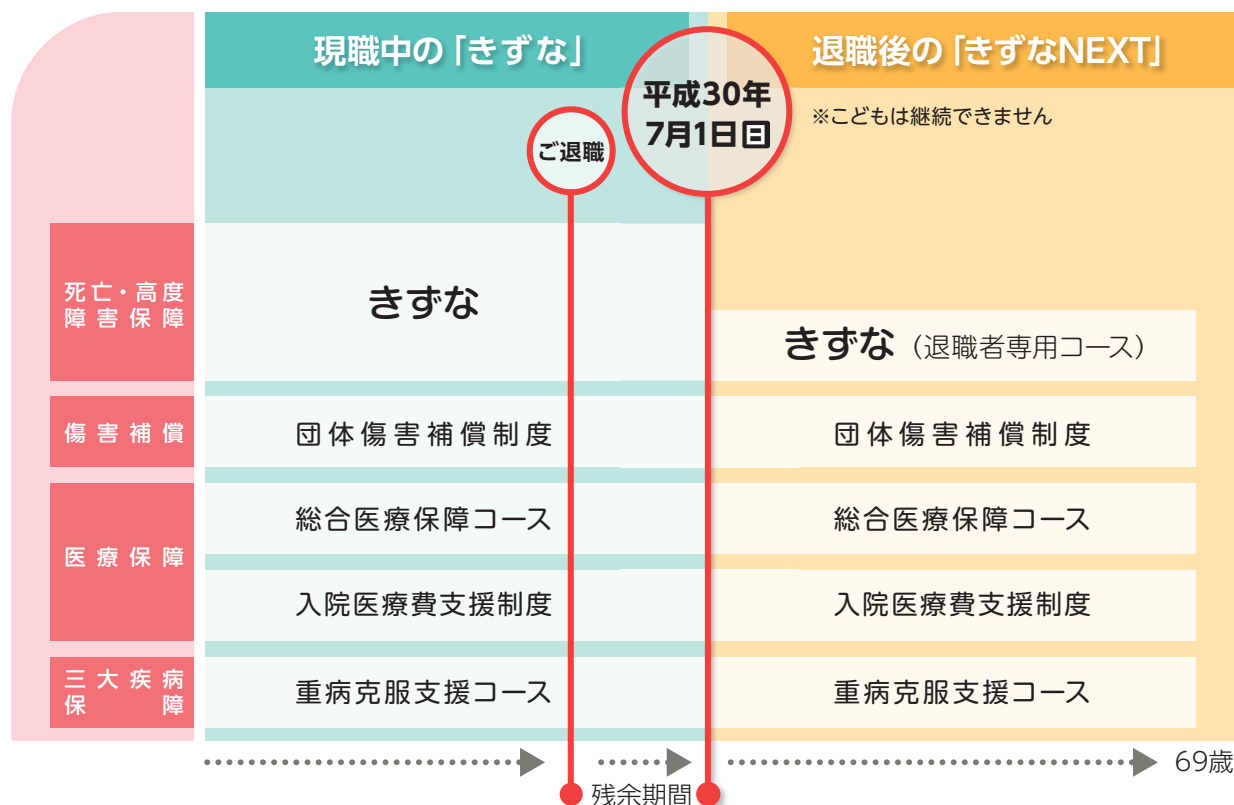
# きずなNEXTのご案内

※退職時に満50歳以上の方が対象です。

現職  
の方

現職中の「きずな」を「きずなNEXT」で継続することができます！  
(ただし、一部保障額が限定されます。)

詳細については、平成30年1月～平成30年3月の更新お手続きの時期にご案内いたしますので、お手続き漏れのないようにお願いします。



「きずなNEXT」締切日 ..... 平成30年3月7日 水

※申込締切日は各所属により異なりますのでご注意ください。

## 「きずな」「きずなNEXT」説明希望の方へ

本年度も例年同様、申込受付期間中、制度推進員が「きずな」及び「きずなNEXT」説明のため、各所属を訪問いたしますが、所属の都合や訪問時間帯により、お会いできない場合もあります。

説明を希望される方は、別途配付されるパンフレット裏面の「説明希望票・連絡票」を（有）兵庫ラ

イフサービスまでFAXしてください。優先的にご訪問、もしくはお電話にてご説明させていただきます。

また、訪問期間中にお会いできなかった方には後日、職場へのお電話にてご案内をさせていただく場合もありますので、資料は職場にて保管をお願いします。

問い合わせ先

事務取扱 (有)兵庫ライフサービス TEL:078-265-6170

※各制度の内容等詳細については、PR時に配付しておりますパンフレットをご参照ください。  
※一部所属では、「きずな」を取り扱っていない所属所がございます。

MY-A-18-他-000784



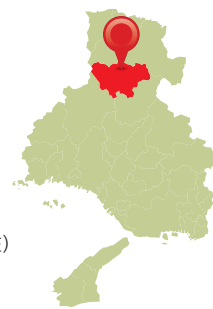


# 養父市

## 養父市データ

(平成29年10月31日現在)

- 面積 422.91km<sup>2</sup>
- 人口 24,341人
- HPアドレス  
<http://www.city.yabu.hyogo.jp>

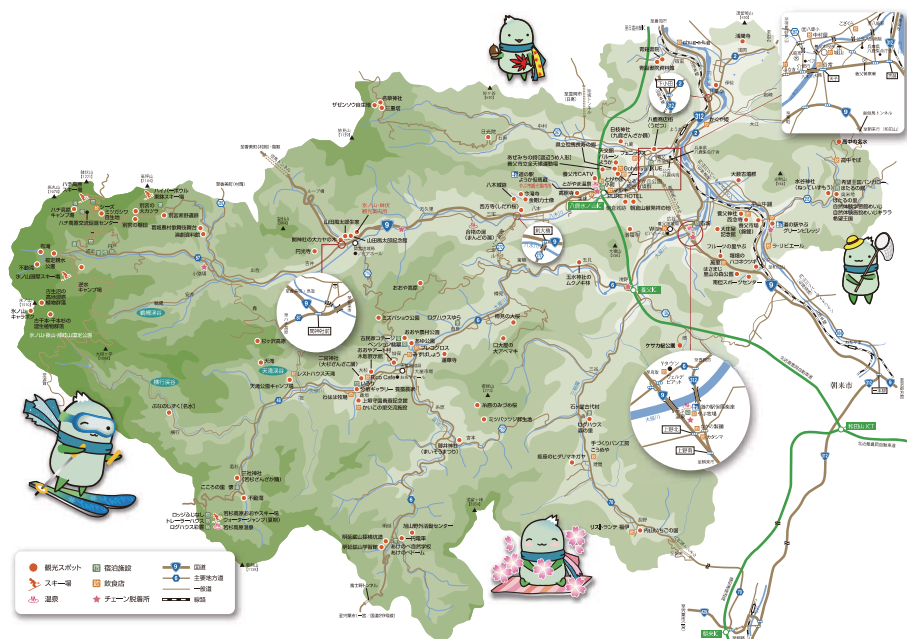


## 日本一農業のしやすいまちを目指して

養父市は、兵庫県北部の但馬中央部に位置し、兵庫県最高峰の「氷ノ山」や日本の滝100選の「天滝」など雄大な自然に囲まれ、四季折々の美しい風景が楽しめます。国天然記念物「樽見の大桜」、ゲンジボタルが飛び交う「ほたるの里」、氷ノ山などの紅葉、こどもから大人まで多世代が楽しめる4つのスキー場がもてなしてくれます。

平成26年に「国家戦略特区(中山間農業改革特区)」に指定され、日本一農業のしやすいまちを目指しています。更に、昨年4月は近代化産業遺産群の一つ「明延鉱山」と「中瀬鉱山」が日本遺産に認定され、同7月には三階建養蚕住宅のある養父市大屋町大杉が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

豊かな自然と深い歴史に彩られた養父市にぜひお越しください。



## 年中行事

30

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 4月中旬     | お走り祭り               |
| 4月29日    | ミズバショウ祭り(養父市の花)     |
| 5月中旬～下旬  | 氷ノ山新緑登山フェスティバル      |
| 6月中旬     | ほたる祭り               |
| 7月～8月    | 市内各所夏まつり            |
| 8月2日     | 「やぶの日」              |
| 8月24日    | 「やぶ市の日」             |
| 10月上旬    | 明延鉱山一円電車まつり         |
| 10月中旬～下旬 | 氷ノ山紅葉登山フェスティバル      |
| 11月中旬    | やぶもみじまつり            |
| 1月2日     | ハチ高原新春花火大会          |
| 1月中旬     | 氷ノ山国際スキー場スノーフェスティバル |
| 3月上旬     | 鉢伏雪まつり              |

## アクセス



### 【お車の場合】

- ・大阪・神戸から…約120分  
北近畿豊岡自動車道 養父IC又は八鹿氷ノ山IC下車



### 【電車の場合】JRで

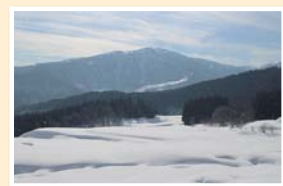
- ・大阪・神戸から…特急で約130分  
山陰本線 八鹿駅下車



### 表紙の写真の説明

#### 「氷ノ山」

太古からの自然が残る神聖なる山々は氷ノ山後山那岐山(ひょうのせんうしろやまなぎさん)国定公園に指定されています。四季折々の眺望や植物を楽しみながらの登山やキャンプ。そして、冬のこの時期は、関西でも屈指の雪質を誇るスキー場として多くの方でにぎわっています。



## 市内スキー場



### ハチ高原スキー場

- ・関西随一の積雪を誇る .....【☎079-667-8036】

### ハイパーボウル東鉢スキー場

- ・欧米型ボーダー斜面を完備 .....【☎079-667-8201】

### 氷ノ山国際スキー場

- ・兵庫の屋根を見上げる  
壮大なグレンデ .....【☎079-667-7219】

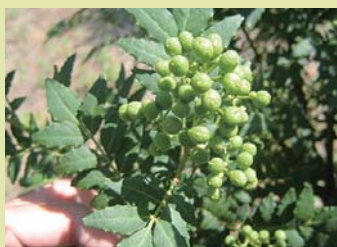
### 若杉高原おおよスキー場

- ・初心者やファミリーも気軽に  
楽しめる .....【☎079-669-1576】

## 特産品

### 朝倉山椒(あさくらさんしょ)

発祥の地が養父市八鹿町朝倉で、徳川家康へ献上されたこともあります。ミラノ万博がきっかけでイタリアやフランスなどへ輸出されています。「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」に選定され、加工品は「ふるさと名品オブ・ザ・イヤー2016」に選ばれました。



### 八鹿浅黄(ようかあさぎ)

八鹿浅黄は、養父市八鹿地域の在来種で一度はその姿を消した幻の青大豆です。近年、改めて在来品種が見直され、さまざまな加工品がつくられています。成分分析でも、甘味が強い数値に注目を集めています。



### 八鹿豚(ようかぶた)

八鹿町三谷の豊かな自然に囲まれ、騒音が無い静かな豚舎でストレスを減らすためのさまざまな工夫により健康でのびのびと飼育されています。脂が甘く香ばしくとてもやわらかい肉質です。



## 市内温泉施設



- ・温泉の宝庫「養父」やぶらぶ4湯〜(ふお〜ゆ〜)
- 合格の湯(養父市まんの湯)** .....【☎079-663-5556】
- とがやま温泉 天女の湯** .....【☎079-665-6677】
- 道の駅 やぶ温泉 但馬楽座** .....【☎079-664-1000】
- 若杉高原温泉 スパハウス** .....【☎079-669-1576】

## プレゼント

- ① 八鹿あさぎ豆入り赤米グラノーラ 5名様
- ② 朝倉山椒のタップナード ..... 5名様
- ③ 夫婦杉300ml ..... 5名様



写真はいずれもイメージ

### ■応募方法

郵便はがきに、ご希望の物産名・郵便番号・住所・氏名・電話番号・勤務先・組合員証記号番号(組合員証に記載された記号と番号)・共済組合へのご要望やご意見を記入のうえ、下記へお送りください(③の応募は20歳以上の方限定とさせていただきます)。

**平成29年6月1日から郵便はがきの料金が62円に変更になりましたのでご注意ください。**

### ■締め切り

平成30年2月15日(木)消印有効

### ■プレゼント応募のあて先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館  
兵庫県市町村職員共済組合 総務課広報担当 宛

※当選は賞品の発送をもって発表といたします。また、当選されなかった方にも、「養父市観光パンフレット」を送付させていただきます。

※応募は、**組合員お一人につき1通**とさせていただきます。また、「クロスワードパズル」(26ページ)のゆめ春来宿泊券プレゼントとは応募が別になりますのでご注意ください。

### ■応募される方へお願い

《物産プレゼント》の応募はがきの中に、組合員証記号番号の記載をお願いしておりますのは、賞品等の発送に必要な事項の記入漏れ等のときに、ご本人の確認に使用させていただくためです。提供いただいた情報につきましては、本組合個人情報の保護に関する規程等に基づき、適切に管理していますのでご了承ください。これからもよりよい広報誌を作成していくため、ご意見・ご感想をお待ちしております。

### ■前回の応募数 132通

たくさんのご応募ありがとうございました。今回もたくさんのご応募をお待ちしております。



ご宿泊招待券に当選されなかった方にも、  
うれしいラッキーチャンス!!  
抽選で10名様にゆめ春来3,000円割引券をプレゼント!!

# クロスワードパズル

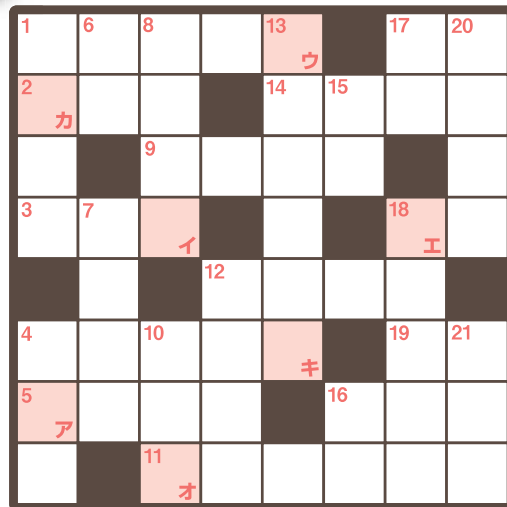
年が明け、2018年がスタートしました。  
お正月のバタバタで疲れた時には  
パズルを解いて、頭の中を  
スッキリとリフレッシュしましょう!

## タテのカギ

- 1 DNAの一部。「生命の設計図」とも。
- 4 体の横幅のこと。身頃の幅。
- 6 あれこれ話すより証拠を示して物事を明らかにすること。○○より証拠。
- 7 敵味方入り乱れて暴れ争うこと。
- 8 タコスやトルティーヤが有名な国。
- 10 金属を薄い膜で覆って仕上げること。
- 12 冬物の定番生地で、羊毛で織られた厚手の織物。スコットランド発祥。
- 13 熱中症の時に起こる痙攣のこと。
- 15 やる気や生活力がないこと。○○性なし。
- 16 ノートなどに印刷されている、一定間隔に引かれた線。
- 17 紙おむつが普及する前はみんなこれでした。○○おむつ。
- 18 京都にある映画のテーマパークといえば。東映太秦○○○○○。
- 20 大仏、鶴岡八幡宮で有名な観光地。
- 21 航空機が空へ飛び上がる。着陸の反対。

## ヨコのカギ

- 1 偏見や先入観にとらわれた物の見方。
- 2 実在した人物の生涯を記録したもの。主に事績の記録。
- 3 タラやフグの精巣。酢の物や焼物、鍋にして食べる。
- 4 印鑑登録していないハンコ。宅配便の受取などに使う。
- 5 やり方、方法を英語でいうと?
- 9 鈍感で、他人に対する思いやりや気配りがないこと。無○○○○な人。
- 11 人の感情4つを表す四字熟語。
- 12 配偶者のこと。または行動を共にする人。
- 14 ごく短い時間。ちょっとの間。
- 16 温泉やお風呂で、湯から立ちのぼる湯気のこと。湯○○○。
- 17 一時は喜んであとでがっかりすること。○○喜び。
- 18 魚の呼吸器官。多くは頭の横又は後ろにある。
- 19 寿司の名わき役。生姜の甘酢漬け。



答え ア イ ウ エ オ カ キ

★ 平成29年10月号の解答「うんどうかい」 応募数396通  
たくさんのご応募ありがとうございました。 ★

## ゆめ春来 ご宿泊招待券 プレゼント!!

クロスワードパズルに正解された方の中から抽選で**5組10名様**にゆめ春来ご宿泊招待券をプレゼント!さらに、**当選されなかった方の中から抽選で10名様にゆめ春来3,000円割引券をプレゼント**します。

### 応募方法

郵便はがきに、①クイズの解答②郵便番号・住所③氏名④電話番号⑤勤務先⑥組合員証記号番号(組合員証に記載された記号と番号)を記入の上、右記へお送りください。

### 締め切り

平成30年2月15日(木)消印有効

### プレゼント応募のあて先

〒650-0011  
神戸市中央区下山手通4-16-3  
兵庫県民会館  
兵庫県市町村職員共済組合  
総務課クイズ係 宛

※当選は賞品の発送をもって発表といたします。  
※応募は、**組合員お一人につき1通**とさせていただきます。また、わが街紹介(24~25ページ)の物産プレゼントとは応募が別になりますのでご注意ください。  
平成29年6月1日から郵便はがきの料金が62円に変更になりましたのでご注意ください。

### <ご宿泊招待券の利用にあたっての注意点>

1泊2食付きの彩(いろどり)コースとなります。  
入湯税(150円)及び飲物代は、別途ご負担いただきます。  
お料理は変更も可能ですが、差額が生じたときはご負担が発生いたします。  
宿泊利用助成との併用はできません。  
有効期限は**平成30年8月31日(金)**までです。  
また、平成30年4月1日以降については、宿泊プランの改定により、ご宿泊招待券の対象となるコースが変更となる場合があります。  
詳細はゆめ春来までお問い合わせください。

### <3,000円割引券の利用にあたっての注意点>

宿泊・お食事・売店で利用することができます。  
利用の際、釣銭は支払われません。  
有効期限は**平成30年8月31日(金)**までです。

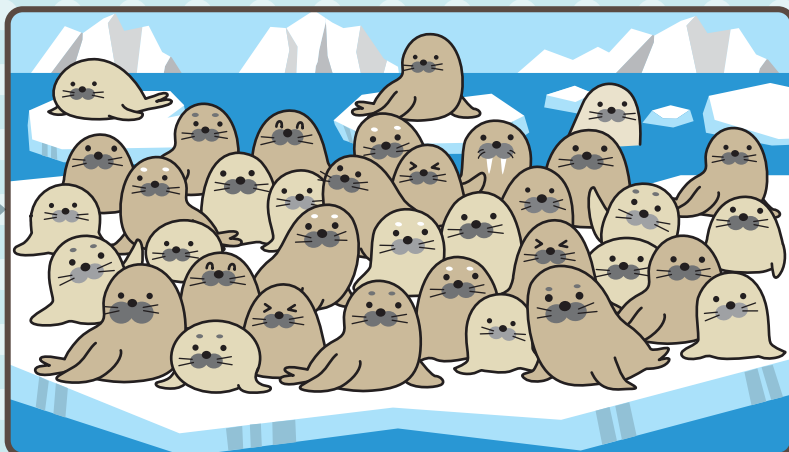
### ※個人情報の取り扱いについて

ご記入いただいた個人情報は厳重に保護・管理し、商品の抽選及び発送に活用する目的以外に使用することはありません。また、個人情報をご本人の承諾なく業務委託先以外の第三者に開示・譲渡することは一切ありません。(法令により開示・譲渡を認められた場合を除きます)

## セイウチを探せ!!

右のイラストに描かれた  
アザラシのなかに1頭だけ  
**セイウチ**がまぎれているよ!  
セイウチがどこにいるか  
見つけよう!

「イラストクイズ」の解答は  
裏表紙をご覧ください。



福井県市町村職員共済組合 保養所

# 越路

〒910-4121

福井県あわら市東温泉2丁目201

TEL (0776) 77-3151 FAX (0776) 77-3868

<http://www.koshiji.biz/>



(お1人様1泊2食税サ込料金)

閑散期 **9,520円~**

通常期 **10,180円~**

繁忙期 **11,370円~**

他にもお料理を取り揃えております。

詳しくは公式ホームページ

<http://www.koshiji.biz/>

又は、お電話にてご確認ください。

ご宿泊される際は「宿泊施設利用助成券」をお持ちください。組合員と被扶養者ともに1人1泊2,000円の助成を受けることができます。ご宿泊のご予約は、3か月前から受け付けております。

## 静かな空間でのんびり

窓の外は四季折々に表情を変える

田園風景。春は水面に月が映り、

秋は黄金色の稲穂がそよぎます。

お部屋は和室と和洋室がございます。



## おもてなしの料理にうっとり

海の幸はもちろん、

山の幸にも恵まれたあわら温泉。

心を込めたお料理をお召し上がり

ください。冬は蟹料理も承っております。

## ひろびろお風呂でゆったり

当館の地下から湧き出る温泉。

湯冷めしにくい泉質が特徴です。

ゆったり気分で、

旅の疲れをどうぞ癒やしてください。



## 周辺のみどころ



永平寺 車で約50分



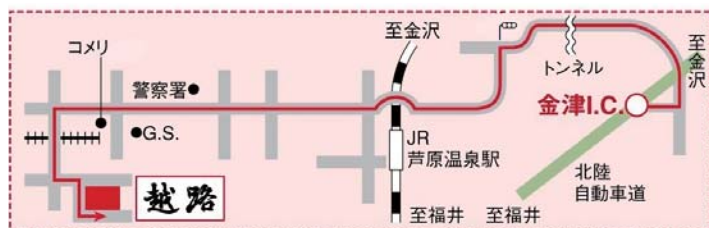
恐竜博物館 車で約60分



丸岡城 車で約30分



東尋坊 車で約20分



【自動車】北陸自動車道をご利用の場合

■大阪から金津ICまで 約2時間30分

■名古屋から金津ICまで 約2時間10分

■金津ICから当館まで 約15分

【飛行機】

■羽田空港から小松空港まで 50分

■小松空港から当館まで(タクシー)約30分

【JR】特急列車をご利用の場合

■大阪から芦原温泉まで 2時間20分

■名古屋から芦原温泉まで 2時間20分

■東京から芦原温泉まで 3時間50分

## 福井のイベントカレンダー

|   |             |                 |     |
|---|-------------|-----------------|-----|
| 春 | 4月上旬~中旬     | ふくい春まつり(越前時代行列) | 福井市 |
|   | 4月上旬~中旬     | 花換まつり(金崎宮)      | 敦賀市 |
|   | 4月1日~20日    | 丸岡城桜まつり         | 坂井市 |
|   | 5月3日~5日     | さばえつつじまつり       | 鯖江市 |
|   | 5月19日~21日   | 三国祭             | 坂井市 |
| 夏 | 8月11日       | 三国花火大会          | 坂井市 |
|   | 8月16日       | とうろう流しと大花火大会    | 敦賀市 |
| 秋 | 9月中旬        | 放生祭             | 小浜市 |
|   | 10月5日~11月5日 | たけふ菊人形          | 越前市 |
|   | 10月下旬       | 九頭竜紅葉まつり        | 大野市 |
| 冬 | 2月最終土・日曜日   | 勝山左義長まつり        | 勝山市 |
|   | 3月2日        | お水送り            | 小浜市 |



# ひょうご共済会館

## 新年会プラン

期間／平成30年 1月4日～平成30年 2月28日

- ・前菜盛り合わせ
- ・フカヒレスープ オイスターソース
- ・海老と菜の花のXO醤炒め
- ・和牛のシンガポールソース
- ・白身魚のトマト酢仕立てソフトカップ添え
- ・担々麺
- ・デザート盛り合わせ



120分  
飲み放題付

利用助成控除後

お一人様

5,140円

➔ **2,140円**

忘年会・新年会プラン  
ご利用での通算割引

1回目  
お一人様 **5,140円**

1回目の領収書持参で  
2回目の利用は

2回目  
支払金額の**20%引き**

お飲物メニュー

・清酒・ビール・焼酎・チューハイ・ハイボール・紹興酒・ウーロン茶・ノンアルコールビール・オレンジジュース

## お好みの鍋が選べるプラン

期間／平成30年 2月28日まで

5種類の鍋の中から好きな鍋が選べるプランです。



よせ鍋



塩麴鍋



豆乳担々鍋



神戸ポークのしゃぶしゃぶ



トマト鍋

2名様から  
承ります。

利用助成控除後

お一人様  
4,630円

➔ **1,630円**

前菜・フルーツ2種・皮付ポテトフライ  
**120分飲み放題付**



# 歓送迎会選べるプラン

期間／平成30年3月1日～平成30年4月30日



- ・ローストビーフ
- ・ウニ入りフカヒレスープ紫蘇風味
- ・季節野菜とミル貝の炒め
- ・ソフトシェル海老のサクサク揚げ
- ・特選和牛の煮込み 玄米シート
- ・桜海老入り煮込みそば
- ・デザート

お一人様  
120分 飲み放題付  
5,140円

利用助成控除後

2,140円



- ・前菜盛り合わせ
- ・和牛と豚肩ロースのしゃぶしゃぶ
- ・デザート

お一人様  
120分 飲み放題付  
5,140円

利用助成控除後

2,140円

歓送迎会選べるプラン  
ご利用での通算割引

1回目  
お一人様 5,140円

1回目の領収書持参で  
2回目の利用は

2回目  
支払金額の20%引き

お飲物メニュー

・清酒・ビール・焼酎・チューハイ・ハイボール・紹興酒・ウーロン茶・ノンアルコールビール・オレンジジュース

## おすすめ宿泊プラン



得とくプラン

日曜日～木曜日の限定プラン(祝前日は除く)

お一人様 1泊夕食付  
7,000円

利用助成控除後

3,500円

朝食はサービスです



贅沢プラン

フカヒレの姿煮付

お一人様 1泊夕食付  
12,000円

利用助成控除後

8,500円

朝食はサービスです

6ヶ月前の1日から電話による予約受け付けを行っております。

全館Wi-Fi通信を無料でお使いいただけます。

助成金額

宿泊…3,500円 日帰り…3,000円

助成は、助成金額以上のご利用をされた場合に限りです。

組合員及び被扶養者の方(任意継続組合員含む)は、来館時に『組合員証』又は、『組合員被扶養者証』をご提示していただくことにより、ご利用料金より左記の助成金額が控除されます。

■表示料金は、すべて消費税・奉仕料込みです。 ■写真はすべてイメージです。 ■いずれのご利用も事前のご予約が必要です。



ひょうご共済会館

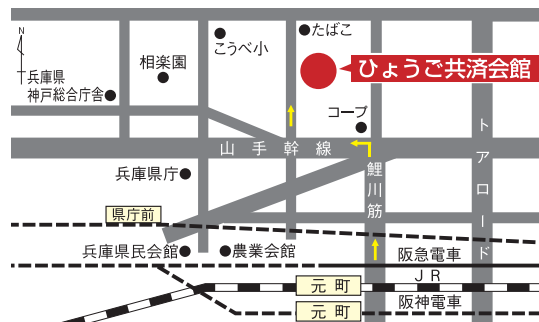
〒650-0004 神戸市中央区中山手通4-17-13

TEL 078-222-2600 FAX 078-222-2977

E-mail: hkkaikan@vivid.ocn.ne.jp

URL: http://www.h-kyosai.or.jp/hk-kaikan

ホームページから宿泊の予約ができます



JR元町駅東口から徒歩8分

ひょうご共済 No.181 平成30年1月

29



# 蟹料理のご案内

期間 / 平成30年3月20日まで



## 蟹コース



### 平日外料金

利用助成控除後

1泊2食付  
16,870円より → **11,370円より**

平日は平日宿泊プラン適用で

利用助成控除後

1泊2食付  
15,870円 → **10,370円**

## 蟹と但馬牛コース



### 平日外料金

利用助成控除後

1泊2食付  
21,190円より → **15,690円より**

平日は平日宿泊プラン適用で

利用助成控除後

1泊2食付  
20,190円 → **14,690円**

● 活蟹の料理も承ります ● 時価となりますので、詳細はお問い合わせください。

**早割**

平日は早割でさらにお得に!

30日前までにご予約いただくと...  
上記金額から

**1,000円**割引!

※お部屋は洋室、和室となります。和洋室をご利用の場合は、別途追加料金1,200円頂戴します。※表示料金はすべて消費税・奉仕料込みです。  
※別途入湯税150円お預かりします。※写真はイメージです。※料理内容は仕入れ等により変更になる場合がございます。※詳細はお問い合わせください。



# ゆめ春来ご宿泊のご案内

## 平日外宿泊料金

お一人様 1泊2食  
12,340円～

利用助成控除後

6,840円～



お部屋タイプ、人数、食事内容により  
料金が異なります。  
詳細はお問い合わせください。

## 平日宿泊プラン

期間/平成30年3月31日まで 平日とは、土曜日・祝前日を除く日をいいます。



**和**  
なごみ  
コース

お一人様 1泊2食  
11,340円

利用助成控除後  
5,840円



**彩**  
いろどり  
コース

お一人様 1泊2食  
13,710円

利用助成控除後  
8,210円



**雅**  
みやび  
コース

お一人様 1泊2食  
15,870円

利用助成控除後  
10,370円

四季折々の素材を使用した味覚料理をご用意しています。  
写真は春の料理のイメージです。

**早割**

平日は早割でさらにお得に!

30日前までにご予約いただくと...  
上記金額から

**1,000円割引!**

※お部屋は洋室、和室となります。和洋室をご利用の場合は、別途追加料金1,200円頂戴します。※表示料金はすべて消費税・奉仕料込みです。  
※別途入湯税150円預かりします。※写真はイメージです。※料理内容は仕入れ等により変更になる場合がございます。※詳細はお問い合わせください。

## ゆめ春来 家族割引のご案内

期間/平成30年3月31日まで(但し土曜日・祝前日を除く日)

平日  
限定



ゆつたり、のんびり  
風情漂う、ふるりのやすらぎ。

### 家族割引額

お一人様 **2,000円**

1泊2食のご利用で、  
夕食を「和」会席以上のご利用者の場合

### 割引対象者

#### 組合員同行に限る

組合員様の被扶養者でない配偶者、  
子、父母、祖父母及び、配偶者の父母、  
祖父母

家族割引をご利用される方は、ご予約の際、  
ゆめ春来までお申し出ください。



平日を対象として  
**送迎を**  
行っております。

- 送迎対象は10名様から承ります。
- その他の相談・ご要望に応じます。
- こちらの送迎は兵庫県内のみとさせていただきます。

有料道路その他実費分は  
お客様のご負担となります。  
詳細はお問い合わせください。

### 助成金額

**宿泊...5,500円 日帰り...3,000円**

助成額は、助成金額以上のご利用をされた場合に限りです

組合員及び被扶養者の方(任意継続組合員含む)は、  
来館時に『組合員証』又は、『組合員被扶養者証』をご  
提示していただくことにより、ご利用料金より左記の助成  
金額が控除されます。



ふるさとのひととき —— いで湯の里



湯村温泉



〒669-6821 兵庫県美方郡新温泉町湯1569-6

TEL.0796-99-2211 FAX.0796-92-0233



ゆめ春来ブログ  
「山紫水明」も  
ご覧ください。

E-mail : y-haruki@theia.ocn.ne.jp  
URL : http://www.h-kyosai.or.jp/y-haruki  
ホームページから宿泊の予約ができます。



日帰りプランで楽しいひとときをお過ごしください。

# 歓送迎会プラン

期間 / 平成30年3月1日～平成30年4月30日



お一人様

5,400円



利用助成控除後

2,400円



お一人様

6,480円



利用助成控除後

3,480円

**+1,340円で飲み放題付**

・瓶ビール中瓶・ノンアルコールビール・熱燗  
・焼酎(麦・芋)・チューハイ・ソフトドリンク  
※料理内容は変更になる場合がございます。



写真は桜コースのイメージです。

10名様以上のご利用で特典あり



- 対象者へ焼鯛1品サービス
- 宴会カラオケサービス
- カラオケルーム利用時1セットサービス  
(ビール又は、ソフトドリンク4本+おつまみ1皿)



写真はイメージです。

## お祝いプラン

期間/平成30年3月31日まで(12月31日～1月2日を除く)

宿泊特典/花束・ハーフワイン・焼鯛のいずれかサービス!

お祝いされる対象者のみのご用意

おめでとう、ありがとうございますに心を込めて...

新入学、ご卒業、ご就職、長寿祝い...等。様々なお祝いをご利用ください。

1泊2食付 15,870円 → 利用助成控除後 **10,370円**  
お料理代のみ 8,640円 → 利用助成控除後 **5,640円**

※詳細はお問い合わせください。



ふるさとのひととき —— いで湯の里



湯村温泉

ゆめ春来



ゆめ春来プロダ  
「山紫水明」も  
ご覧ください。

〒669-6821 兵庫県美方郡新温泉町湯1569-6

TEL.0796-99-2211

FAX.0796-92-0233

E-mail : y-haruki@theia.ocn.ne.jp

U R L : <http://www.h-kyosai.or.jp/y-haruki>

ホームページから宿泊の予約ができます

### ■組合の概況(平成29年11月末現在)

#### ①組合員数 (任継続)



|        |           |
|--------|-----------|
| 男      | 23,134人   |
| 女      | 15,057人   |
| 計      | 38,191人   |
| (前年同月) | (37,866人) |

#### ②被扶養者数 (任継続)



|        |           |
|--------|-----------|
| 男      | 14,808人   |
| 女      | 23,963人   |
| 計      | 38,771人   |
| (前年同月) | (39,328人) |

#### ③平均標準報酬月額 (任継続)



|        |            |
|--------|------------|
| 短期     | 419,743円   |
| (前年同月) | (422,645円) |
| 長期     | 404,575円   |
| (前年同月) | (407,242円) |

#### ④任意継続 組合員数



|        |        |
|--------|--------|
| 男      | 247人   |
| 女      | 124人   |
| 計      | 371人   |
| (前年同月) | (409人) |

### ■平成29年11月(9月診療分)の医療費状況

|              | 件数      | 金額<br>(1件当たりの医療費)      | 前年<br>同月比 |
|--------------|---------|------------------------|-----------|
| 本人           | 24,726件 | 280,640千円<br>(11,350円) | 0.08%     |
| 家族           | 25,942件 | 284,268千円<br>(10,958円) | -2.79%    |
| 高額療養費        | 494件    | 49,484千円               |           |
| 家族療養費<br>附加金 | 161件    | 6,341千円                |           |
| 一部負担金<br>払戻金 | 341件    | 10,940千円               |           |
| 計            | 50,668件 | 631,673千円              |           |

## セイウチを探せ!!

の解答

○がついている所にセイウチが  
くれていました。わかりましたか?

